

説明資料の修正箇所について

1 概要

資料の送付後、事務局で精査を行う中で、以下のとおり資料 4－1 及び 4－2 の修正を行いました。

2 修正箇所（下線部は修正箇所を示します。）

No	修正前	修正後
1	資料 4－1 P.1 2 基本理念 6 行目 自分らしい生活を送ることができる支援の輪をつなげ	自分らしい生活を送ることができる <u>ように</u> 支援の輪をつなげ
2	資料 4－2 P.1 第 1 章 1 (1) 第 3 段落 3 行目 さまざまな法改正、制度改正を行う中で、	さまざまな <u>な</u> 法改正、制度改正を行う中で、
3	資料 4－2 P.2 第 1 章 1 (2) 第 2 段落 3 行目 自分らしい生活を送ることができる支援の輪をつなげ	自分らしい生活を送ることができる <u>ように</u> 支援の輪をつなげ
4	資料 4－2 P.9 図表 7	図表下部に「年度」追加
5	資料 4－2 P.12 図表 13、14 出所)「横須賀市人口ビジョン (2016 年 3 月)」を基に作成	出所)「横須賀市人口ビジョン (2016 年 3 月)」を基に <u>福祉部</u> 作成
6	資料 4－2 P.14 第 2 章 1 (6) 第 3 段落 1 行目 かつては、ペルー、ブラジルが一定の割合を占めていますが、	ペルー、ブラジルが一定の割合を占めていますが、
7	資料 4－2 P.25 第 3 章 1 (2) ② 【施策の展開】◎福祉人材の確保 第 2 項目 経済連携協定 (EPA) 等で来日し介護・ <u>看護</u> の仕事に従事する外国人と、	経済連携協定 (EPA) 等で来日し介護の仕事に従事する外国人と、
8	資料 4－2 P.28 第 3 章 2 (3) ④ 【施策の展開】◎成年後見制度の利用促進	(市町村計画としての位置付けを整理し、記載内容を追加、併せて記載順等を整理しました。)

横須賀市地域福祉計画の策定について

1 策定の背景

人口減少、少子高齢化の進展や、人々の意識の変化に伴い、地域における人と人とのつながりの希薄化や社会的孤立の増加など社会情勢が変化しつつあります。これに加え、既存の制度による解決が困難ないわゆる「制度のはざま」の問題や介護と育児とを同時に行うダブルケアをはじめとする複合的な課題など、支援ニーズも多様化し、また、増加しています。

国は、「我が事・丸ごと」をキャッチフレーズに、高齢者、障害者、子ども・子育てなど全ての人々が地域や暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、さまざまな法改正、制度改正を行う中で、「地域福祉計画」の策定について市町村に努力義務を課しました。

このように、ますます地域力の充実が求められる中、本市では、地域住民が支え合う仕組みづくりをさらに進め、地域住民が支え合い、安心して暮らせるまちを実現するために、福祉分野の各個別計画の基盤となる計画として、本計画を策定します。

2 基本理念

「誰も一人にさせないまち」の実現

本市は、全ての住民が多様性を認め合い、身近な日々の暮らしの場である地域社会で重層的につながり、支え合いながら安心して暮らすことができる地域の実現を目指します。

また、地域福祉計画の策定を契機として、住民が地域の中で、地域社会の一員として社会と関わり、誰もがどこかにつながり、自分らしい生活を送ることができるように支援の輪をつなげ、「誰も一人にさせないまち」の実現を目指します。

3 計画の基本目標

(1) 地域の支え合い機能の強化

既存の制度による解決が困難な課題や、複合的な課題・複雑な事情を抱える人や家庭に関する相談を丸ごと受け止め、地域の多様な主体の連携により適切な支援機関につなぎ、課題解決を図るネットワークの形成を促進します。

(2) 多様な担い手の育成・参画

福祉教育の推進等を通じた地域の担い手のすそ野を広げる取り組みや、支え手と受け手の垣根を超え、日常生活において困り事を抱えたときに地域の中で解消できる仕組みづくりを進めます。

また、福祉の各分野における専門職等に対する研修の充実など、福祉人材を育成、確保する取り組みを推進します。

(3) 包括的な支援体制の整備

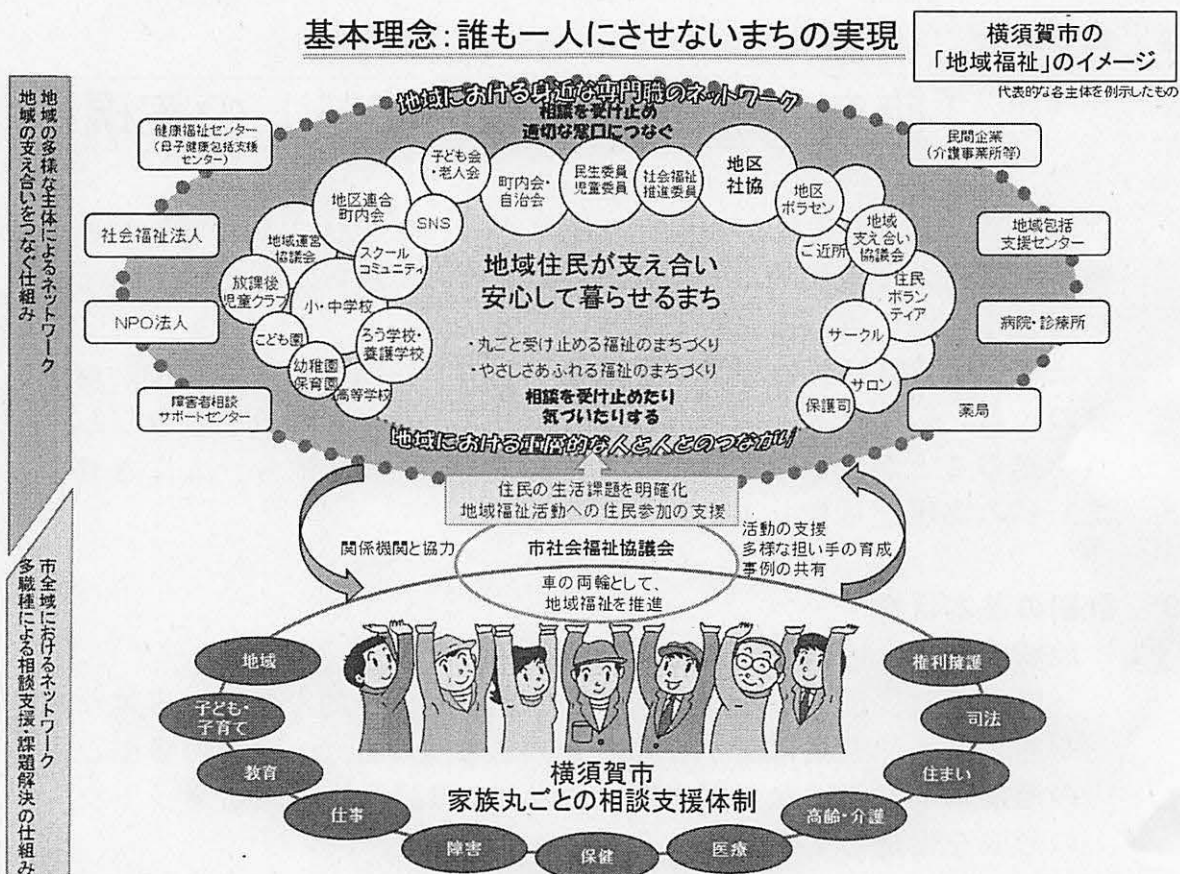
地域におけるネットワークでは解決できない課題については、家族丸ごとの相談支援体制で受け止め、解決につなぎます。

また、解決につながった事例を地域の多様な主体によるネットワークで共有するための支援を行います。

(4) 心のバリアフリーの推進

地域福祉は、全ての人のためにみんなで支え合って進めていくものです。

そのためには、多様性を認め合い、地域住民相互の連帯や心のつながりを築くという「共に生き、共に支え合う社会づくり(ソーシャル・インクルージョン)」という考え方のもと、他人に対する思いやりの心や多様性を受け止める意識の醸成といった心のバリアフリーを推進します。



4 計画の位置付け

(1) 基本構想・基本計画・実施計画との関係

地域福祉計画は、本市の基本構想・基本計画に掲げるまちづくり政策の目標の一つである「健康でやさしい心のふれあうまち」を実現するための福祉分野の基盤となる計画です。

また、本市の市民憲章や横須賀市地域で支える条例で目的として掲げる「地域住民が支え合い、安心して暮らせる社会」の具現化に取り組むものです。

(2) 福祉分野の個別計画との関係

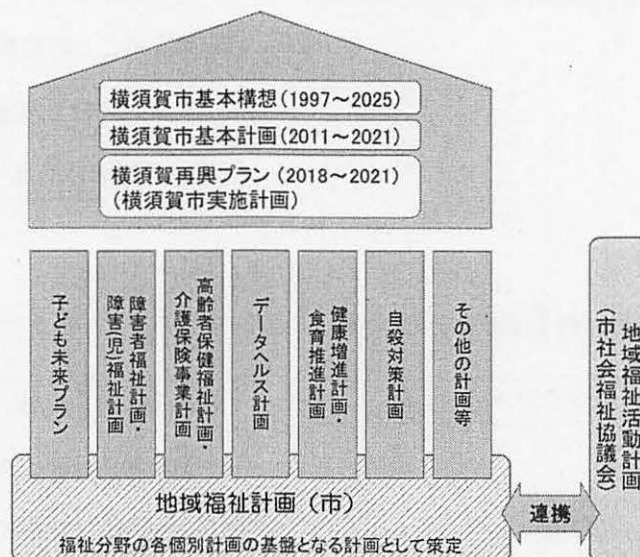
地域福祉計画は、高齢福祉、障害福祉、児童福祉など、各福祉分野の個別計画の基盤となる計画として、地域の支え合い機能の強化、多様な担い手の育成・参画、住民に身近な地域での包括的な支援体制の整備などの施策の方向性を示します。

(3) 地域福祉活動計画との関係

平成30年(2018年)3月に横須賀市社会福祉協議会が策定した第5次地域福祉活動計画(計画期間:平成30年度~平成35年度)は、地域の課題を改善、解決していくために必要な取り組みについて、地域住民や福祉施設、関係機関などが主体的に進めていく地域福祉の取り組みや活動についてまとめた、いわば「活動マニュアル」とも言える計画です。

本市は、住民同士の助け合い活動の輪が広がっていくよう直接的に働き掛け、支援するとともに、地域福祉を促進する車の両輪として地域福祉活動計画の促進についても引き続き支援していきます。

また、地域福祉計画と地域福祉活動計画の計画期間満了後は、2つの計画を一体的に策定することで、地域福祉のさらなる促進を図ります。



5 計画期間

平成31年度（2019年度）から平成35年度（2023年度）までの5年間を計画期間とします。

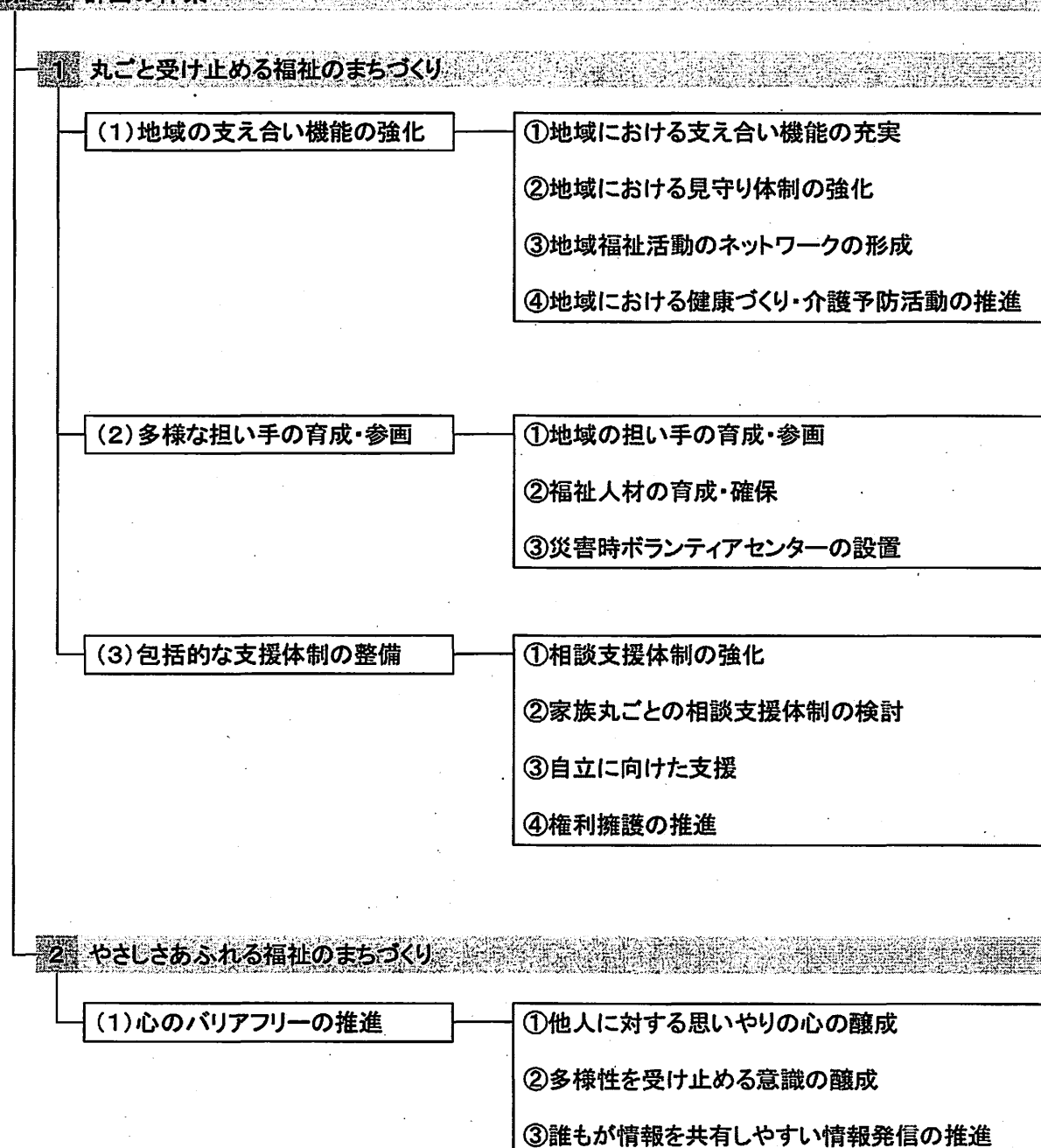
なお、平成33年度（2021年度）に中間見直しを行います。

6 計画の体系

地域福祉計画は、各福祉分野に共通する横断的な課題について、「地域福祉」をキーワードに体系を整理した、福祉分野の各個別計画の基盤となる計画です。

本計画第3章では、施策の方向性及び展開を示し、個別の事業については、個別計画等においてそれぞれ推進してまいります。

第3章 計画の体系



(案)

横須賀市地域福祉計画

平成 31 年度 (2019 年度) ~ 平成 35 年度 (2023 年度)

平成 31 年 (2019 年) ●月

横須賀市

はじめに

目次

第1章 計画の概要

1 計画の趣旨

(1)計画策定の背景	1
(2)基本理念	2
(3)計画の基本目標	2

2 計画の位置付け

(1)基本構想・基本計画・実施計画との関係	4
(2)福祉分野の個別計画との関係	5
(3)地域福祉活動計画との関係	5
(4)計画期間	5

第2章 現状と課題

1 現状

(1)人口・世帯の動向	7
(2)高齢者の現状	9
(3)障害者の現状	11
(4)子ども・子育ての現状	12
(5)生活困窮者の現状	13
(6)外国人の現状	14

2 市民意見の聴取

(1)市民アンケート調査結果	15
(2)関係団体意見聴取結果	17

3 課題

(1)地域の支え合い活動について	19
(2)担い手について	19
(3)支援体制について	20

第3章 計画の体系

施策体系図	21
-------	----

1 丸ごと受け止める福祉のまちづくり

(1)地域の支え合い機能の強化	22
-----------------	----

(2)多様な担い手の育成・参画	24
-----------------	----

(3)包括的な支援体制の整備	26
----------------	----

2 やさしさあふれる福祉のまちづくり

(1)心のバリアフリーの推進	29
----------------	----

第4章 計画の推進体制

1 評価指標の設定

	31
--	----

2 推進体制

	32
--	----

資料編

1 計画の策定体制

(1)横須賀市社会福祉審議会福祉専門分科会 審議経過	33
----------------------------	----

(2)横須賀市社会福祉審議会福祉専門分科会 委員名簿	34
----------------------------	----

(3)社会福祉審議会条例	35
--------------	----

2 パブリック・コメント手続の結果概要

(1)意見募集期間	37
-----------	----

(2)意見提出者の数及び意見の件数	37
-------------------	----

3 用語集

第1章

計画の概要

第1章 計画の概要

1 計画の趣旨

(1) 計画策定の背景

人口減少、少子高齢化の進展や、人々の意識の変化に伴い、地域における人と人とのつながりの希薄化や社会的孤立の増加など地域力の脆弱化が表出しつつあります。これに加え、既存の制度による解決が困難ないわゆる「制度のはざま」の問題や介護と育児とを同時に行うダブルケアをはじめとする複合的な課題など、支援ニーズも多様化し、また、増加しています。

このような社会情勢の変化を踏まえて、国は、平成27年度に介護保険法を改正し、介護予防・日常生活支援総合事業を導入するなど、介護保険サービスの一部を住民主体型サービスへ移行することを可能としました。

また、平成28年度には、「我が事・丸ごと」をキャッチフレーズに、高齢者、障害者、子ども・子育てなど全ての人々が地域や暮らし、生きがいと共に創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、さまざまな法改正、制度改正を行う中で、社会福祉法の一部を改正し、「地域福祉計画」の策定について市町村に努力義務を課しました。(平成30年4月施行)

このように、ますます地域力の充実が求められる中、「困り事を抱えた人に対する支援活動」として捉えられることが多かった地域福祉を「地域社会の中で人と人とのつながりをもって生活することで、住民が安心して暮らすことが可能となるための活動」と捉えた上で、「支え手と受け手の垣根を超えて、みんなで支え合うこと」に変えていく仕組みづくりを行います。

これまでも市は、住民が主体となったさまざまな地域活動を支援することにより、地域における支え合い機能を強化してきましたが、今後は、住民同士の交流促進や地域のつながりの強化など、地域住民が支え合う仕組みづくりをさらに進めていく必要があると考えます。

これらを踏まえ、本市においても、地域住民が支え合い、安心して暮らせるまちを実現するために、福祉分野の各個別計画の基盤となる計画として、本計画を策定します。

(2) 基本理念

「誰も一人にさせないまち」の実現

本市は、全ての住民が多様性を認め合い、身近な日々の暮らしの場である地域社会で重層的につながり、支え合いながら安心して暮らすことができる地域の実現を目指します。

また、地域福祉計画の策定を契機として、住民が地域の中で、地域社会の一員として社会と関わり、誰もがどこかにつながり、自分らしい生活を送ることができるように支援の輪をつなげ、「誰も一人にさせないまち」の実現を目指します。

(3) 計画の基本目標

①地域の支え合い機能の強化

既存の制度による解決が困難な課題や、複合的な課題・複雑な事情を抱える人や家庭に関する相談を丸ごと受け止め、地域の多様な主体の連携により適切な支援機関につなぎ、課題解決を図るネットワークの形成を促進します。

②多様な担い手の育成・参画

福祉教育の推進等を通じた地域の担い手のすそ野を広げる取り組みや、支え手と受け手の垣根を超え、日常生活において困り事を抱えたときに地域の中で解決できる仕組みづくりを進めます。

また、福祉の各分野における専門職等に対する研修の充実など、福祉人材を育成・確保する取り組みを推進します。

③包括的な支援体制の整備

地域におけるネットワークでは解決できない課題については、家族丸ごとの相談支援体制で受け止め、解決につなぎます。

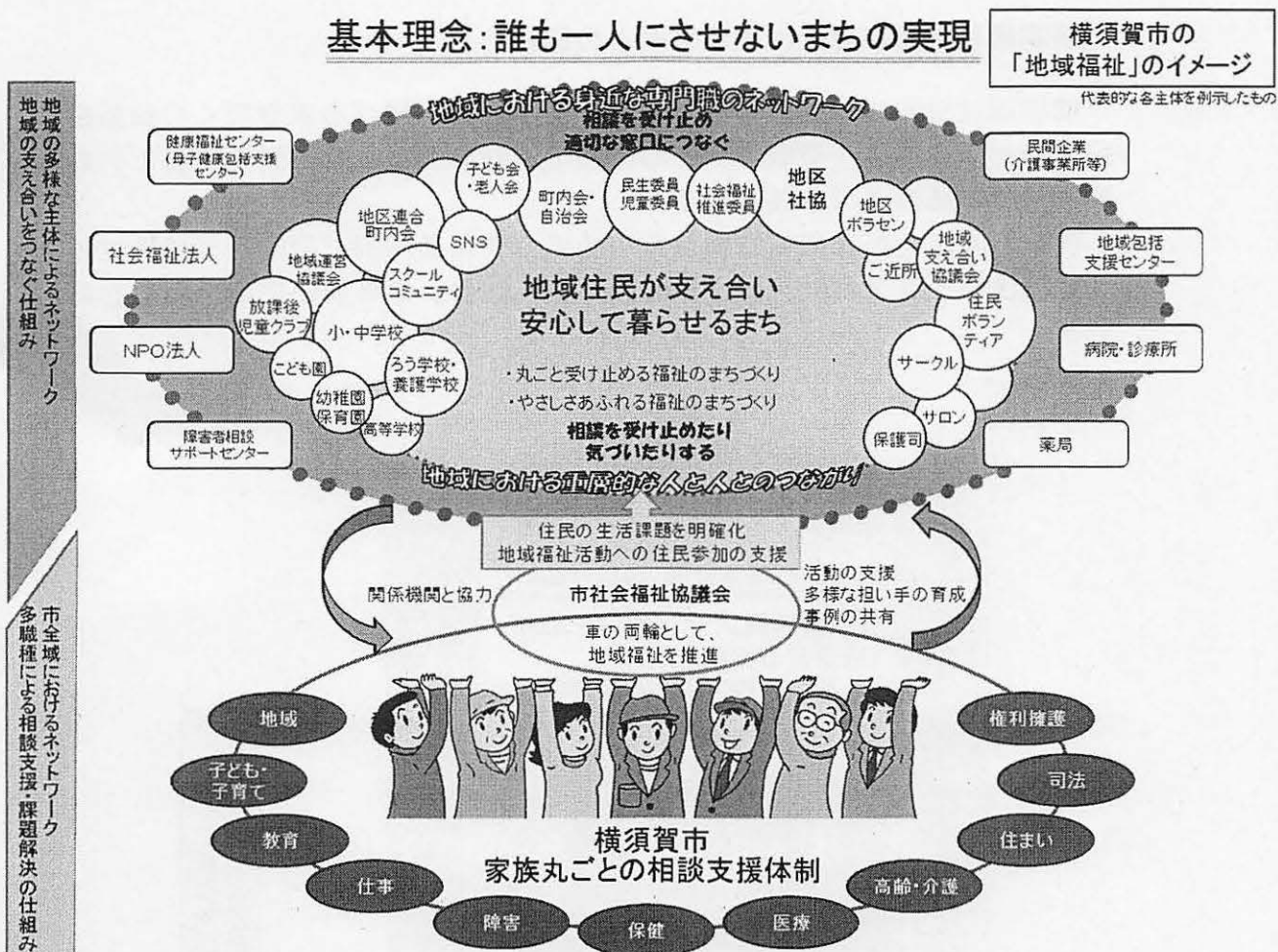
また、解決につながった事例を地域の多様な主体によるネットワークで共有するための支援を行います。

④心のバリアフリーの推進

地域福祉は、全ての人のためにみんなで支え合って進めていくものです。

そのためには、多様性を認め合い、地域住民相互の連帯や心のつながりを築くという「共に生き、共に支え合う社会づくり（ソーシャル・インクルージョン）」という考え方のもと、他人に対する思いやりの心や多様性を受け止める意識の醸成といった心のバリアフリーを推進します。

「図表 1」



地域の捉え方

地域福祉を促進するに当たり、これまで住民参加による福祉活動の実績を蓄えてきた 18 の地区社会福祉協議会の活動範囲を「地域」の単位とし、市社会福祉協議会の活動もそれらを中心に行われています。市と市社会福祉協議会とは車の両輪として地域福祉の促進に取り組むこととしていますので、本計画においても地区社会福祉協議会の単位を「地域」として捉えることとします。

一方で、住民主体の地域活動には、生活に最も身近な町内会・自治会や連合町内会、地域の支え合い団体によるものなど活動範囲が異なることがあります。

また、地縁によるものではなく、活動の目的や内容によりさまざまな形態をとっている活動もあります。さらに、情報技術の進展などにより、最近では SNS (Social Networking Service) によるつながりなど、バーチャルな世界での活動も広がりつつあります。

このような多様なつながりを踏まえ、暮らしやすさや生活上の課題を共有できる範囲として「地域」を柔軟に捉えていくこととします。

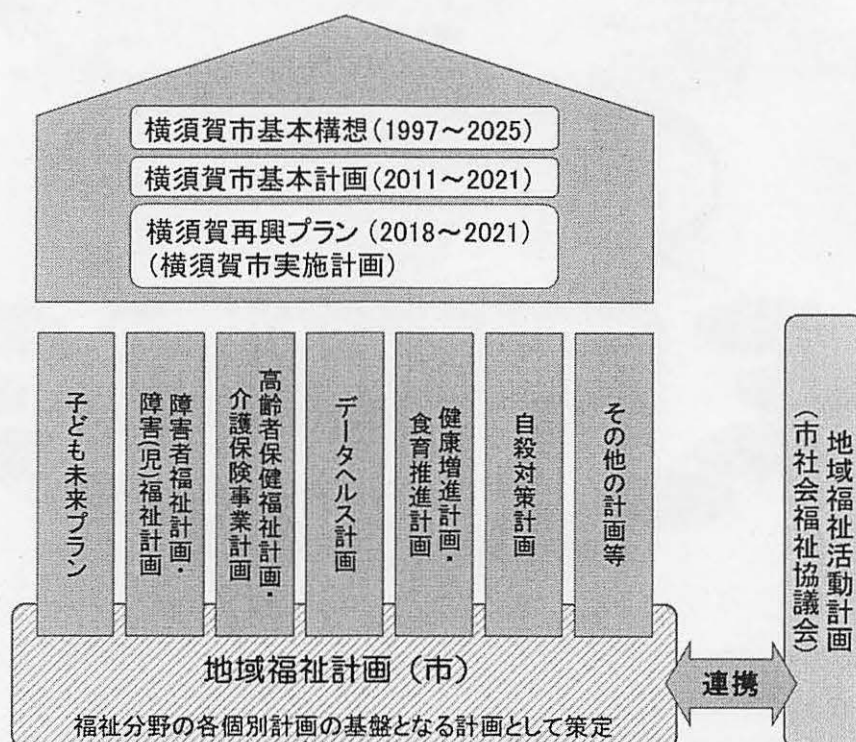
2 計画の位置付け

(1) 基本構想・基本計画・実施計画との関係

地域福祉計画は、本市の基本構想・基本計画に掲げるまちづくり政策の目標の一つである「健康でやさしい心のふれあうまち」を実現するための福祉分野の基盤となる計画です。

また、本市の市民憲章や横須賀市地域で支える条例で目的として掲げる「地域住民が支え合い、安心して暮らせる社会」の具現化に取り組むものです。

«図表 2»



【横須賀市民憲章】(平成 13 年 12 月 18 日議決)

- 1 すべての国々や人々との交流を深め、国際社会に貢献します。
- 2 海と緑の豊かな自然を守り、うるおいと活気のあるまちをつくります。
- 3 子どもが健やかに育ち、だれもが生きがいを持てるまちをめざします。
- 4 お互いに助け合い、すべての人々が安心して生活できる地域社会を築きます。
- 5 災害に強い、安全で暮らしやすいまちを実現します。

【横須賀市地域で支える条例(平成 25 年条例第 87 号)】

第 1 条 この条例は、地域活動に対する市民、地域活動を行う団体(以下「地域活動団体」という。)及び事業者の役割並びに横須賀市及び市職員の責務を定めることにより、安心して快適に暮らせる社会の実現に向けて、人と人との絆や近隣との連携を深めるとともに、心豊かなまちづくりを推進し、もって地域で支え合う社会を実現することを目的とする。

(2) 福祉分野の個別計画との関係

地域福祉計画は、高齢福祉、障害福祉、児童福祉など、各福祉分野の個別計画の基盤となる計画として、地域の支え合い機能の強化、多様な担い手の育成・参画、住民に身近な地域での包括的な支援体制の整備などの施策の方向性を示します。

(3) 地域福祉活動計画との関係

平成 30 年(2018 年)3 月に横須賀市社会福祉協議会が策定した第 5 次地域福祉活動計画(計画期間:平成 30 年度～平成 35 年度)は、地域の課題を改善、解決していくために必要な取り組みについて、地域住民や福祉施設、関係機関などが主体的に進めていく地域福祉の取り組みや活動についてまとめた、いわば「活動マニュアル」とも言える計画です。

本市は、住民同士の助け合い活動の輪が広がっていくよう直接的に働き掛け、支援するとともに、地域福祉を促進する車の両輪として地域福祉活動計画の促進についても引き続き支援していきます。

また、地域福祉計画と地域福祉活動計画の計画期間終了後は、次期計画について 2 つの計画を一体的に策定することで、地域福祉のさらなる促進を図ります。

(4) 計画期間

平成 31 年度(2019 年度)から平成 35 年度(2023 年度)までの 5 年間で計画期間とします。

なお、中間年である平成 33 年度(2021 年度)に見直しを行います。

第2章

現状と課題

第2章 現状と課題

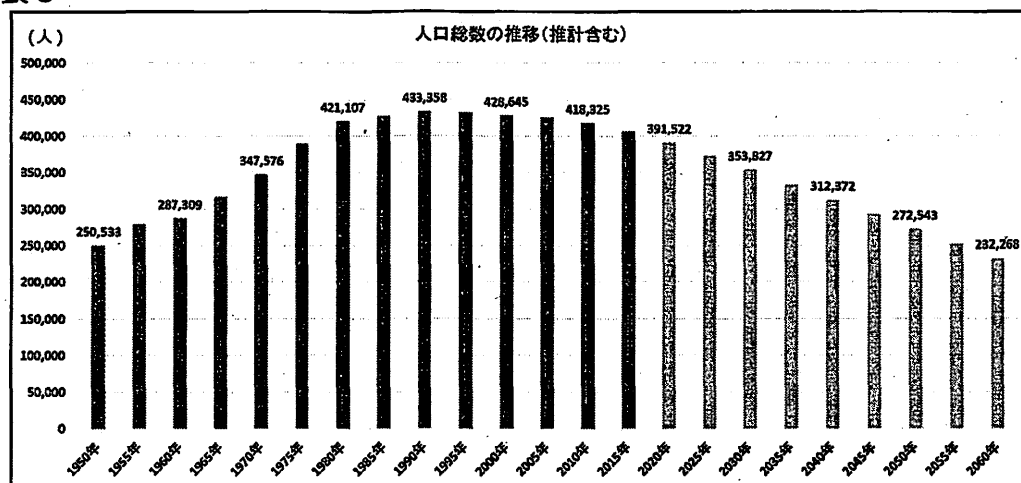
1 現状

(1) 人口・世帯の動向

①人口

本市の人口は、2005年から2015年までの10年間で約2万人減少しています。2020年には40万人を、2035年には35万人を割り込むと推計されています。

《図表3》

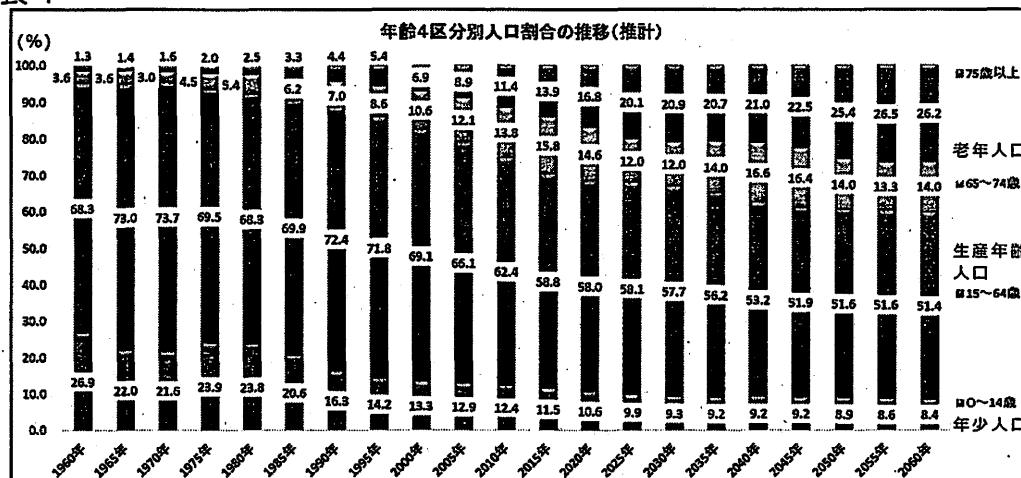


出所)「横須賀市人口ビジョン(2016年3月)」を基に福祉部作成

年齢区分別人口では、15歳未満の年少人口が減少する一方で65歳以上の老年人口が約3割となり、少子高齢化が進んでいます。

このうち特に75歳以上人口は2020年には15%を上回ると見込まれています。

《図表4》

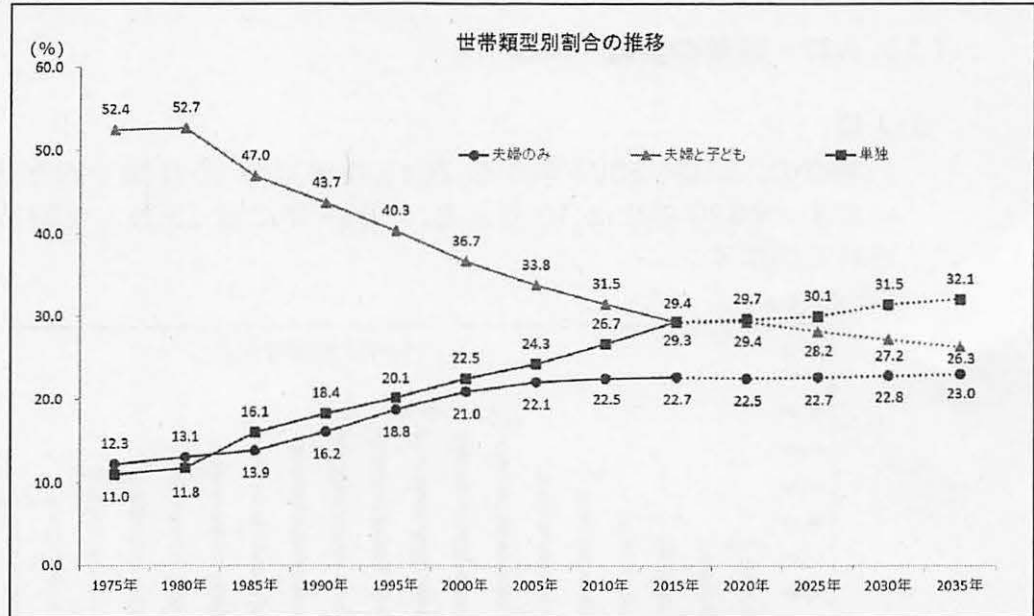


出所)「横須賀市人口ビジョン(2016年3月)」を基に福祉部作成

②世帯

「夫婦と子ども」世帯は減少傾向が続いていますが、「単独」世帯は増加を続け、今後、世帯類型の中で最も割合が高くなると見込まれます。

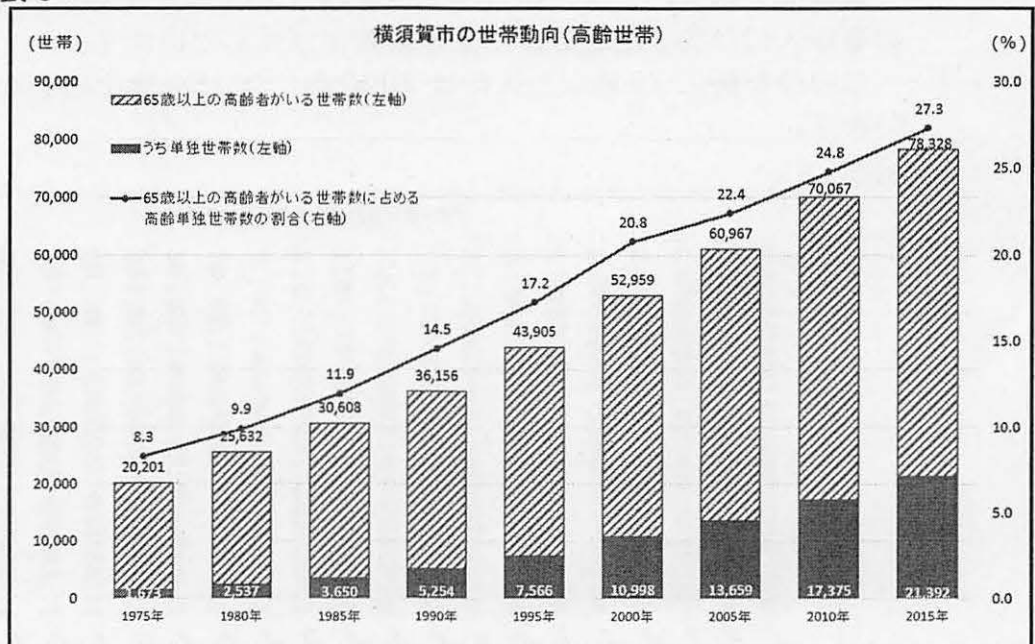
「図表 5」



出所)「横須賀市の将来予測と対応すべき政策課題の研究(2015年2月)」を基に福祉部作成

65歳以上の高齢者がいる世帯数は年々増加しており、また、高齢単独世帯数の割合も同様に高くなっています。

「図表 6」



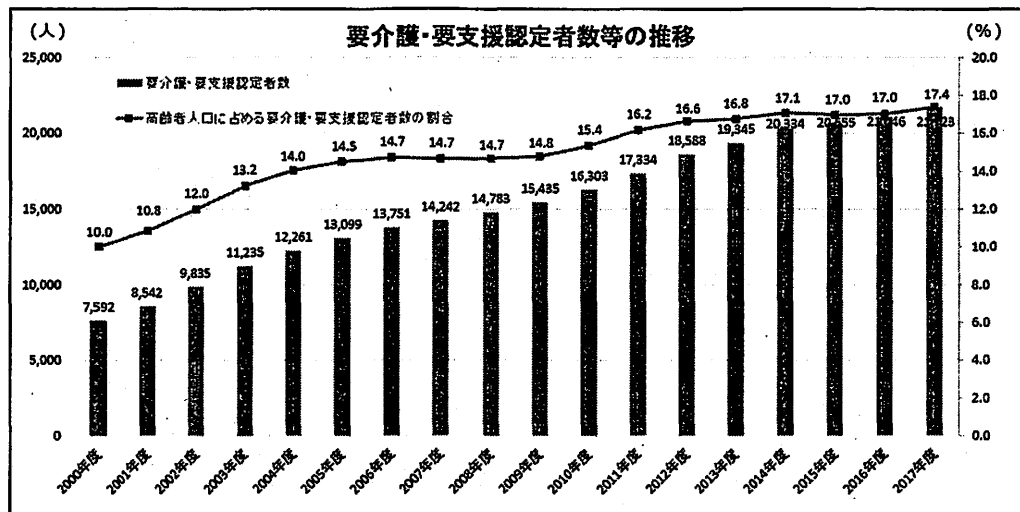
出所)「横須賀市の将来予測と対応すべき政策課題の研究(2015年2月)」を基に福祉部作成

(2) 高齢者の現状

全国的に少子高齢化が進む中、本市の高齢者人口も増加しています。

本市の要介護・要支援認定者数及び高齢者人口に占める要介護・要支援認定者数の割合も増加しており、介護保険の給付費のさらなる増加も見込まれます。

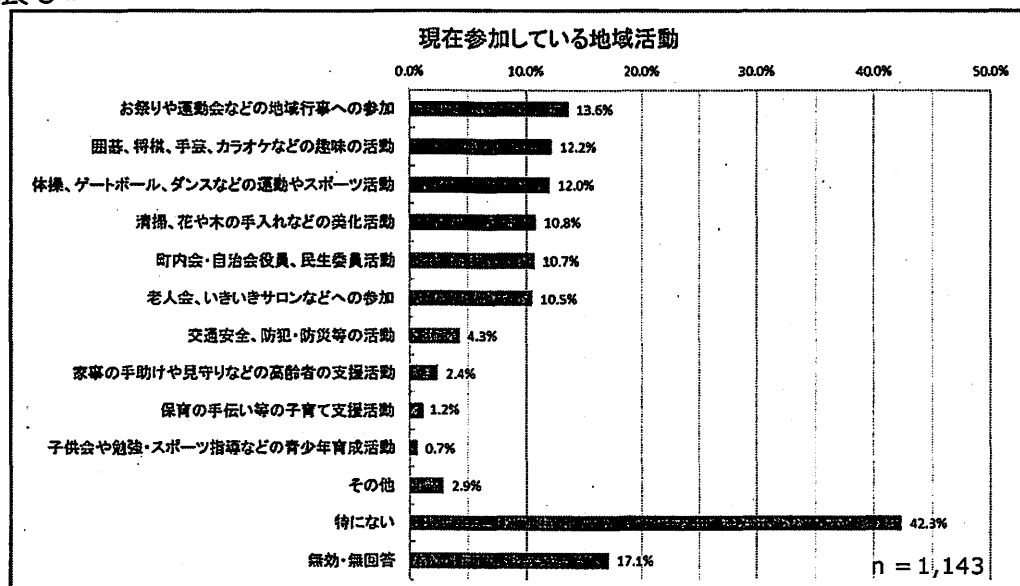
◀図表 7 ▶



出所) 福祉部資料を基に作成

日常的な運動や社会的な交流を増やすことが健康寿命の延伸につながるという考えなどから地域活動に参加するという高齢者がいる一方で、参加している地域活動は特にないという高齢者も約4割となっています。

◀図表 8 ▶



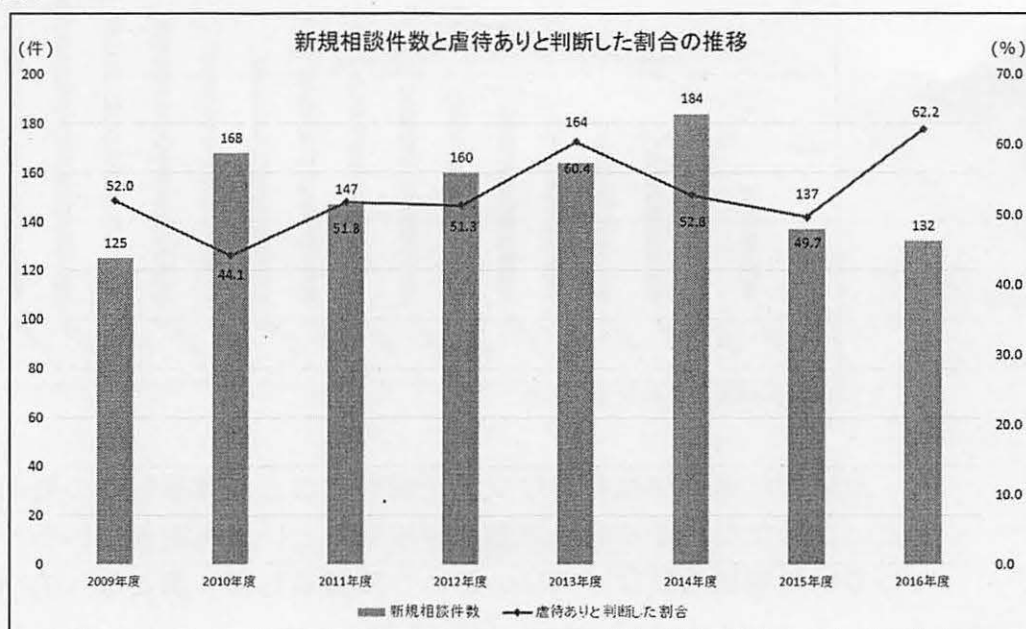
出所) 高齢者保健福祉計画

全国的に虐待の相談・通報件数は伸びています。これは、近隣との付き合いが希薄になっており、介護者や養育者が問題を抱え込むことで、社会から孤立しやすくなってきたことや、軽微な虐待の早期発見が難しくなってきたこと等が背景に挙げられます。

本市では、新規相談件数は減少傾向にあります。虐待ありと判断した件数はほぼ横ばいとなっており、その割合は高まっています。

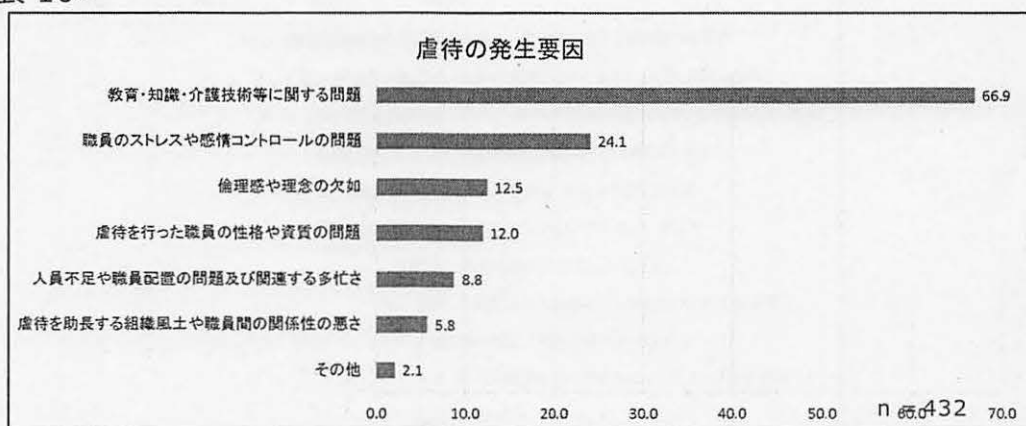
その発生要因は「介護者に対する教育・知識・介護技術等に関する問題」が 66.9%、「職員のストレスや感情コントロールに関する問題」が 26.5%となっています。

《図表 9》



出所) 福祉部資料を基に作成

《図表 10》



出所) 厚生労働省「高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果（平成 28 年度）を基に作成

(3) 障害者の現状

全国的に障害者の総数は増加しており、本市も同様となっています。

本市の内訳としては、身体障害者が減少傾向となる中、知的・精神障害者は増加傾向となっています。

《図表 11》

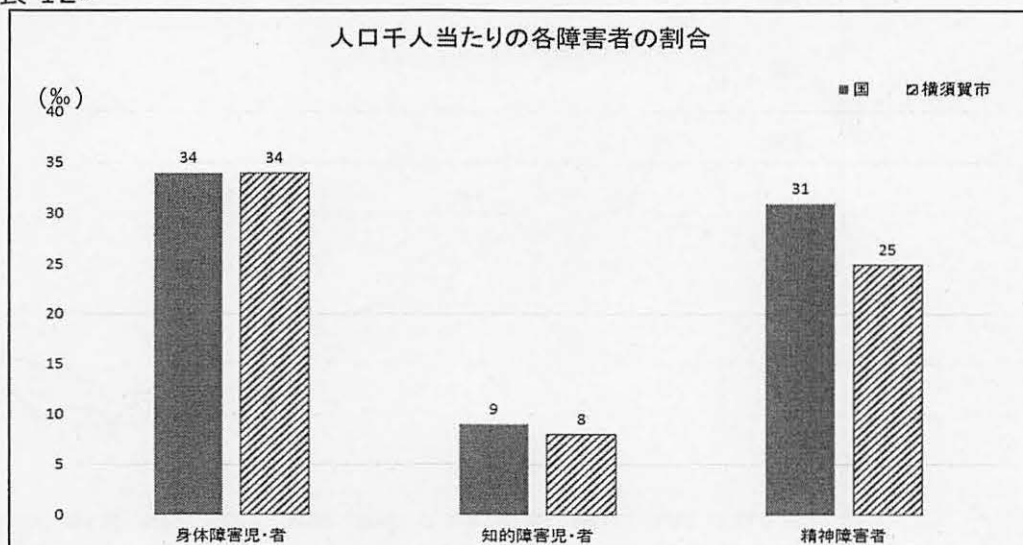


出所) 福祉部資料を基に作成

国では、人口千人当たりの各障害者の人数を身体障害者は 34 人、知的障害者は 9 人、精神障害者は 31 人と推計しています。

本市では、身体障害者及び知的障害者は国の推計と同程度となっていますが、精神障害者は人口千人当たり 25 人となっています。全国の傾向と大きく異なる理由がないため、対象となる全ての人々が精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証等を取得しているわけではないことが要因と見込まれます。

《図表 12》



出所) 厚生労働省「障害者白書」及び福祉部資料を基に作成

(4) 子ども・子育ての現状

未婚化や晩婚化の進行等により、全国的に少子化が進んでいます。

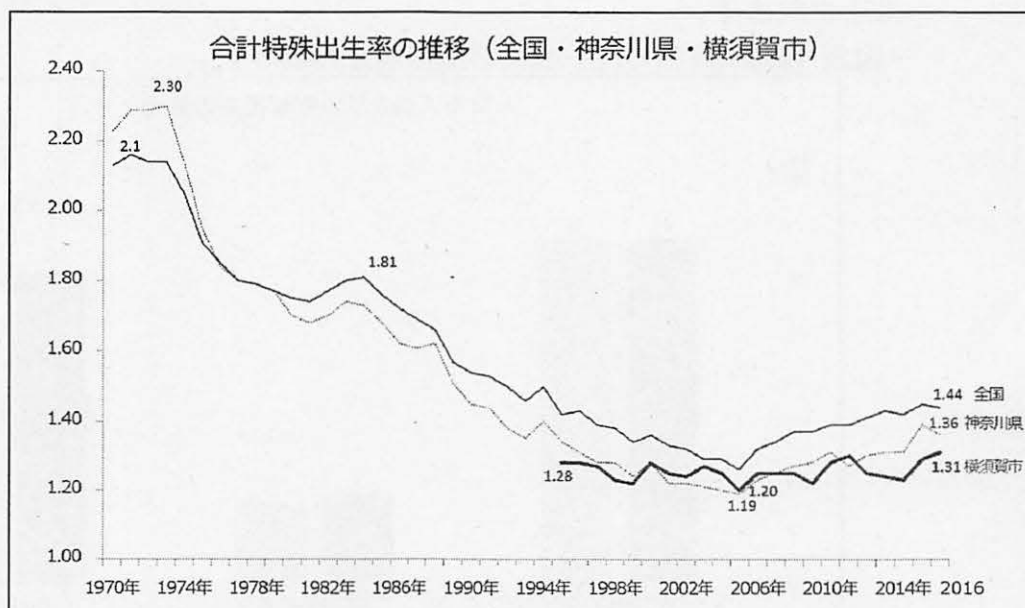
本市も年々、出生数が減少しており、合計特殊出生率は全国や県内の平均よりも低くなっています。

「図表 13」



出所)「横須賀市人口ビジョン(2016年3月)」を基に福祉部作成

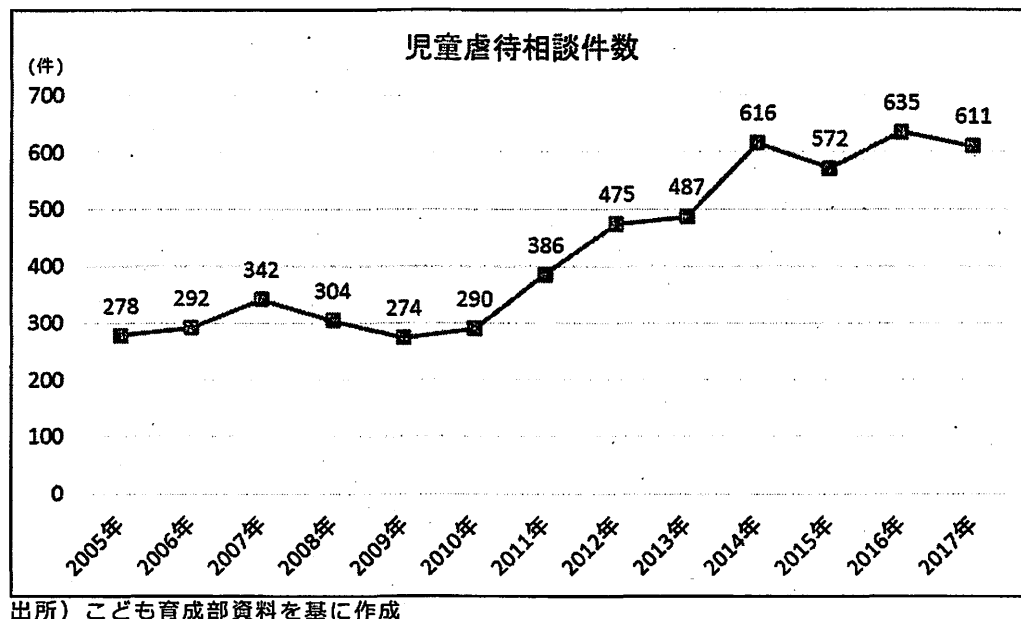
「図表 14」



出所)「横須賀市人口ビジョン(2016年3月)」を基に福祉部作成

子どもの心身の健やかな発達を妨げ、生命をも脅かす児童虐待の相談件数は依然として増加傾向にあります。

《図表 15》



(5) 生活困窮者の現状

生活保護受給者や生活困窮に至るリスクの高い層の増加を踏まえ、生活保護に至る前の自立支援策の強化を図るとともに、生活保護から脱却した人が再び生活保護に頼ることのないようにするため、平成 27 年 4 月から生活困窮者自立支援制度が始まりました。

生活困窮者は、「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」と定義された上で、相談事業については、複合的な課題を抱える生活困窮者が「制度のはざま」に陥らないよう、できる限り幅広く対応することが必要とされています。

このような状況のため、国や市において実数の把握がされていませんが、本市においても一定数がおり、今後の経済状況等によっては増加する可能性もあります。

(6) 外国人の現状

本市の外国人の数は、平成 30 年（2018 年）4 月 1 日現在、5,668 人で、総人口に占める割合は約 1.4%です。過去 10 年間では、平成 22 年（2010 年）から平成 25 年（2013 年）にかけて減少しましたが、その後は、増加し続けています。

国籍別人数では、フィリピン、中国・台湾、韓国・朝鮮、米国が多くを占めています。

平成 2 年（1990 年）の入管法改正による日系人の就労などにより、ペルー、ブラジルが一定の割合を占めていますが、近年は、フィリピン、ベトナム、インドネシア、ネパールといった国々が急増しています。これは、留学や外国人技能実習制度に加えて、二国間経済連携協定（E P A）により、フィリピン、ベトナム、インドネシアからの看護師・介護士候補者の受け入れが進んでいることなどが要因と考えられます。

«図表 16»

（各年度末現在 単位 人）

国籍別	平成 24 年度 (2012 年度)	平成 25 年度 (2013 年度)	平成 26 年度 (2014 年度)	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)
総数	4,477	4,570	4,777	4,957	5,421
フィリピン	1,158	1,216	1,273	1,345	1,421
朝鮮・韓国	935	929	922	914	890
中国	736	729	731	728	744
米国	414	414	432	439	451
ペルー	317	303	304	297	287
ベトナム	65	86	133	160	276
インドネシア	65	64	82	89	272
ブラジル	202	192	176	179	188
ネパール	62	86	114	163	186
台湾	41	76	103	125	147
その他	482	475	507	518	559

※ 在日米軍人、軍属とその家族は含みません。

出所：「横須賀市統計書 平成 29 年度（2017 年度）版」を基に作成

2 市民意見の聴取

(1) 市民アンケート調査結果

市民の地域生活や地域福祉活動の実態、福祉に対する意識等について把握するため、次のとおりアンケート調査を実施しました。

① 調査の概要

ア 調査対象

18歳以上の市民 2,500人（住民基本台帳から無作為抽出）
（平成30年4月30日現在）

イ 調査期間

平成30年6月4日から平成30年6月22日まで

ウ 調査方法

郵送により配布・回収

エ 回収状況

- ・ 配布数 2,500件
- ・ 回収数 1,163件
- ・ 回収率 46.5%

② 調査結果（抜粋）

詳細：横須賀市地域福祉に関するアンケート調査 調査結果報告書参照

ア 近所付き合いについて

- ・ 約8割の人が町内会・自治会に加入していると回答しています。
- ・ 近所付き合いの程度としては「親しく付き合っている」（16.3%）、「立ち話をする程度」（32.1%）、「挨拶をする程度」（42.8%）となっており、9割を超える人が何らかの近所付き合いをしていると回答しています。
- ・ また、今後の近所付き合いについては、より親しく近所付き合いをしたいと回答した人が多い傾向にあります。
- ・ 近所付き合いについては、「親しく相談したり助け合ったりするのは当然である」（20.1%）、「わずらわしいと思うこともあるが、必要である」（55.9%）となっており、肯定的な意見が大半を占めています。

イ 助け合いに対する意識について

- ・ 近隣で困っている家庭がある場合、「安否確認の声かけ」(60.6%)、「災害時の手助け」(55.0%)、「高齢者などの見守り」(30.7%)、「ごみ出し」(30.7%)ができると回答した人が多くなっています。
- ・ 住民の助け合いの範囲としては、「町内会・自治会」(65.0%)と回答した人が最も多く、行政センター、小学校区、地区社会福祉協議会区域は約4%で同程度となっています。
- ・ 行政と地域住民との関係については、「家庭や地域で助け合い、できない場合に行政が取り組む」(21.7%)、「福祉の課題については、行政も住民もともに取り組む」(46.3%)、「行政だけでは解決できない福祉の課題については、住民が協力して行う」(22.7%)を合わせると約9割が行政との協力の肯定的に回答しています。

ウ 地域活動等への参加状況について

- ・ ボランティア活動等に参加したことがある人は、「現在、参加している」(8.8%)、「参加したことがある」(29.5%)を合わせると約4割、「参加したことはない」が約6割となっています。
- ・ 今後、地域活動に参加したいと考えている人は、「ぜひ参加したいと思う」(3.7%)、「できれば参加したいと思う」(44.3%)を合わせて約48%となっています。
- ・ 「今後、参加したい地域活動としては、「町内会・自治会活動」(38.9%)、「高齢者に関する活動」(36.7%)となっています。

エ 相談先について

- ・ 悩みや困り事についての相談先として「親などの身内」(48.8%)、「親しくしている人」(48.2%)、「市役所・行政センター」(24.8%)、「近所の人」(18.4%)と回答した人が多くなっています。
- ・ 相談先から適切な窓口を紹介されたと回答した人と紹介されなかったと回答した人は、ほぼ同数となっています。

オ 福祉への関心について

- ・ 「とても関心がある」(9.5%)、「ある程度関心がある」(58.8%)と回答した人を合わせると、約68%でした。
- ・ 『心のバリアフリー』については、「意識している」(13.4%)、「やや意識している」(33.0%)の合計と「あまり意識していない」(32.0%)、「意識していない」(14.1%)の合計はほぼ同じ割合で約46%でした。

(2) 関係団体意見聴取結果

① ヒアリング実績（実施期間：平成 30 年 6 月 6 日～10 月 24 日）

«図表 17»

実施団体種別	実施団体数	参加人数
(1) 地区社会福祉協議会	19 団体	111 人
(2) 地域包括支援センター	11 団体	37 人
(3) 専門職等	11 団体	51 人
(4) その他	9 団体	178 人
合 計	50 団体	377 人

② 主な意見

ア 地域における支え合いの取り組み

- ・ 8050問題やダブルケア等複合的な課題を抱えている家庭が増えています。
- ・ 核家族化が進んでおり、家族に支える力が無くなっています。
- ・ 買ったものを家まで運べない人がおり、地域では家まで届けてあげる取り組みをしています。
- ・ エレベーターが設置されていないマンションでは移動支援の取り組みが始まっています。
- ・ 赤ちゃんから高齢者までを対象とするイベントを行い、地域のつながりをつくる取り組みを進めています。
- ・ 地域活動を行う場所が確保できないため、空き家や小学校を活用したいと考えています。
- ・ 多職種による連携会議や研修会を地域包括支援センター単位で開催できるようにして、顔の見える関係づくりを行いたいと考えています。
- ・ 介護をする人の支援も必要となっています。

イ 多様な担い手の育成・参画

- ・ ボランティアが高齢化していて活動が成り立たなくなってくるので、広域で取り組む必要もあります。
- ・ 若い人が町内会の役員になり、若い世代を取り込んでいく試みをしています。
- ・ 町内会活動が高齢者向けのものになっているため、若い世代が加入しないのではないかと考えます。
- ・ 小中学生を対象とした認知症サポーター養成講座を拡充してほしいです。
- ・ 福祉分野の人材確保が深刻化しているので、偏見や先入観を持たないようPRしていきたいです。
- ・ 障害者を地域で支えていくには小中学生の頃から一緒に学ぶことが大切だと思います。

ウ 包括的な支援体制の整備

- ・ 地区ごとの活動を重視した結果、町内会によっても差が表れているので、底上げを図る取り組みが必要となっています。
- ・ 市役所に総合相談窓口が必要であると考えますが、一人の職員がそこまでできないとも思うので、分野を超えたネットワークを作り、対応することが解決方法だと思います。
- ・ 市社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業がもっと契約につながり活用できるようにしてほしいです。

エ 心のバリアフリー

- ・ 市の広報紙等でも、障害についての偏見や先入観をなくすようPRに協力してほしいです。
- ・ 事業者等への啓発も行ってほしいです。

オ その他

- ・ 地域運営協議会と地域支え合い協議会を整理・統合してほしいです。
- ・ 市社会福祉協議会の地域福祉活動計画と市の地域福祉計画は同じことを目指すのであるから、一緒に策定した方がよいのではないのでしょうか。
- ・ 計画策定後は各町内会にも説明してほしいです。
- ・ 地域を自分たちで作るということは当たり前のことですが、地域はさまざまな活動で目一杯であるというのも現実です。

3 課題

市民アンケート及び関係団体意見聴取を実施し、課題を以下のとおり整理しました。

(1) 地域の支え合い活動について

- ・ 介護予防及び社会参加ができる場づくりの促進のため、地域における支え合い活動に参加する人材の育成や、地域住民による支え合い団体への支援が求められています。
- ・ 身近な地域における専門職同士の「顔の見える関係」づくりが求められています。
- ・ 複合的な課題を抱えていて、キーパーソンとなる人がいない家庭が増えており、地域の見守り活動が必要とされています。
- ・ オートロックのマンションが増え、民生委員の見守り活動に支障を来しています。
- ・ エレベーターが設置されていないマンションでは、移動支援のニーズがあります。
- ・ マンションでは、町内会・自治会に加入しない人が多く、地域のつながりが薄れています。
- ・ 地域福祉の促進には町内会・自治会の協力が欠かせませんが、町内会館がない町内会・自治会もあり、サロン活動等の場所の確保が課題となっています。
- ・ 学生や若者の一人暮らしや外国人の住民が多く、ごみの出し方などが伝わらず、対応に苦慮する事例が増えています。

(2) 担い手について

- ・ 認知症の人など判断能力が不十分な高齢者とその家族等が安心して暮らせるように、成年後見制度等の利用支援や市民後見人の養成及び活動の支援が求められています。
- ・ 福祉・介護サービスの基盤である福祉専門職を安定的に確保するため、その育成・支援が求められています。
- ・ ボランティアの高齢化など担い手不足が懸念されています。
- ・ 地域運営協議会や地域支え合い協議会等、地域にはさまざまな組織が設置されていますが、その役割を担う人が偏っている地域があります。

(3) 支援体制について

- ・ 虐待の防止や早期発見、早期対応を図るため、虐待防止の普及・啓発を行うとともに、虐待の発生そのものを予防できるよう被虐待児者や養育者・介護者等への支援や関係機関等との連携が必要となっています。
- ・ 子ども・子育て支援のニーズは家庭の状況によりさまざまであり、多様な子育てニーズに対応できるような相談、支援、環境の充実及び質の高い教育・保育の提供を図ることが求められています。
- ・ 移動支援の事業所が廃業したり、山、坂、階段が多く、施設の送迎車が入っていけない地域があったりして、移動困難者が多くなっています。
- ・ 地域が広く、介護予防教室などを開催しようとしても徒歩圏内に集まれる場所がない地域があります。

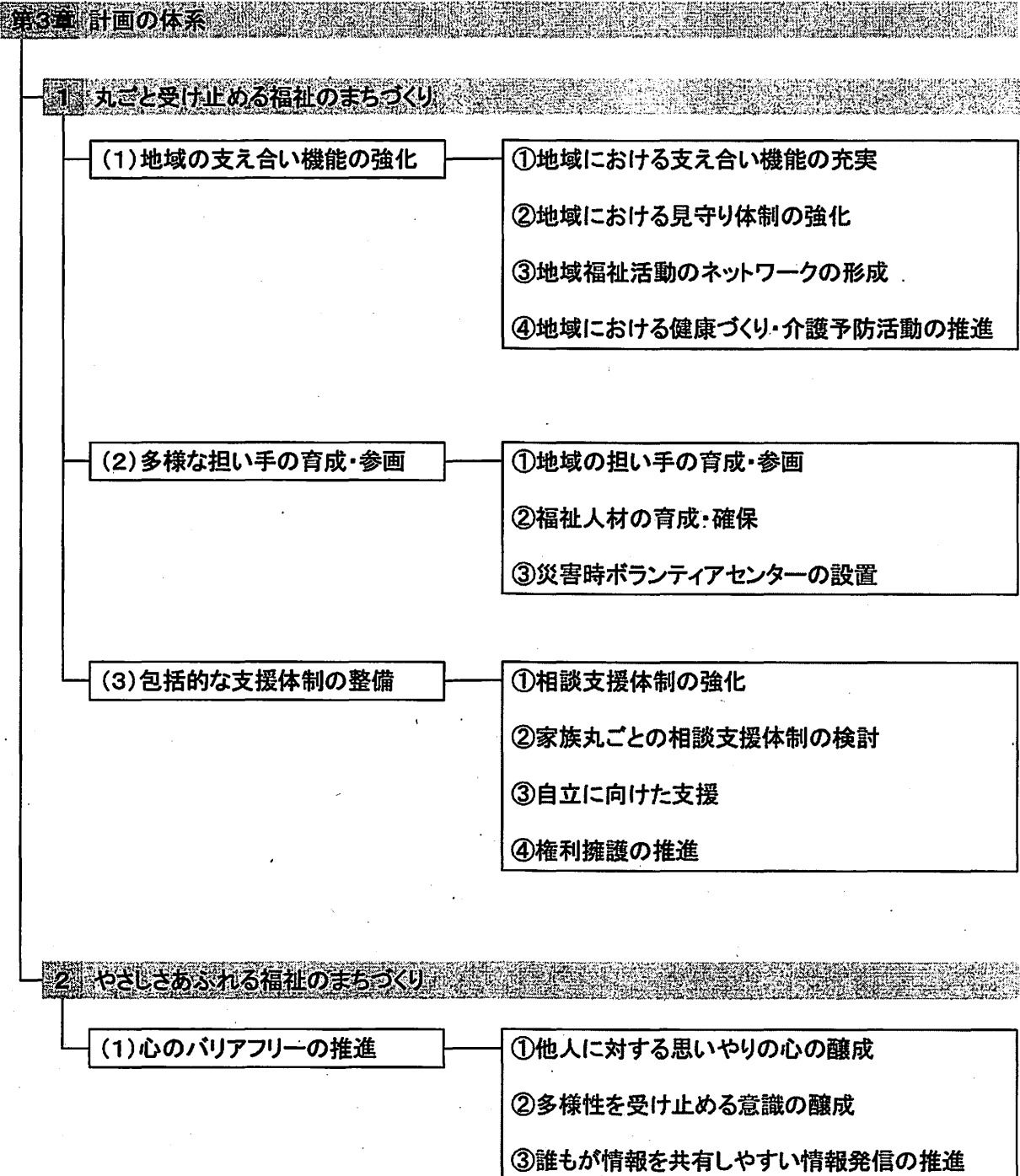
第3章

計画の体系

第3章 計画の体系

地域福祉計画は、各福祉分野に共通する横断的な課題について、「地域福祉」をキーワードに体系を整理した、福祉分野の各個別計画の基盤となる計画です。

本章では、施策の方向性及び展開を示し、個別の事業については、個別計画等においてそれぞれ推進してまいります。



1 丸ごと受け止める福祉のまちづくり

(1) 地域の支え合い機能の強化～ 他人事を我が事に変えていく取り組み ～

① 地域における支え合い機能の充実

【施策の方向性】

住民主体による生活支援等を行う支え合い団体設立の支援や活動の周知等を行い、地域における支え合い機能の充実を図ります。

【施策の展開】

◎地域支え合い団体の設立支援

- ・ 地域における地域支え合い団体の設立に当たって先行団体の紹介や運営の支援を行います。

◎地域支え合い団体の活動支援

- ・ 各団体の活動状況を市ホームページ等で紹介し、地域の活動主体としての取り組みの活性化を図ります。
- ・ 他の団体との情報交換会を開催し、支え合い活動の充実を図ります。

② 地域における見守り体制の強化

【施策の方向性】

認知症高齢者の課題や障害者や子どもへの虐待、孤独死・孤立死など、地域で起きているさまざまな課題について、早期に発見し対応できるよう、地域の見守り体制を強化します。

【施策の展開】

◎地域の見守り体制の強化

- ・ 民生委員児童委員を中心に、本市社会福祉協議会独自の制度である社会福祉推進委員や、町内会・自治会等との連携を行うことで、地域の見守り体制を強化します。
- ・ 民生委員児童委員等、地域における支援者が困り事の相談を受けた際に、適切な支援機関につなぐことができる仕組みづくりを推進します。
- ・ 自殺対策計画に基づき、自殺防止に向けての取り組みを推進します。

③ 地域福祉活動のネットワークの形成

【施策の方向性】

地域における重層的な人と人とのつながりの中で、困り事に気付いた人が寄り添いながら、地域の関係機関につなげられるよう、地域福祉活動におけるネットワークの形成を促進します。

【施策の展開】

◎地域の多様な主体によるネットワークの形成

- ・ 地域における専門職や団体による連携会議を開催し、顔の見える関係づくりをさらに促進します。

◎地域の多様な主体によるネットワーク活動の支援

- ・ 地域における相談・支援機関、人材等の社会資源に関する情報発信を行い、地域の多様な主体によるネットワーク活動を支援します。

④ 地域における健康づくり・介護予防活動の推進

【施策の方向性】

健康寿命の延伸を目指して、地域における健康づくりや介護予防活動の取り組みを推進します。

【施策の展開】

◎地域における健康づくりの推進

- ・ 全ての市民が、互いに地域の中でつながり、一人一人が楽しみながら生活習慣の改善等を目指した健康づくりができるよう支援します。
- ・ 市民一人一人の健康増進の取り組みをサポートできるよう、健康に関する情報の発信をはじめ健康教育などを推進します。
- ・ 市民の健康を保持増進するため、データ分析に基づく地域で必要とされる保健事業の展開を推進します。

◎介護予防活動の取り組みの推進

- ・ 高齢者自身の自立の取り組みや住民相互の支え合い、地域の多様な主体によるネットワークの強化により、住み慣れたまちで暮らし続けることができる仕組みの構築を目指します。
- ・ 町内会館等身近な場所での継続的な介護予防活動を支援し、高齢者の自立を促進するとともに、地域の支え合いの基盤づくりを進めます。

(2) 多様な担い手の育成・参画～支え手と受け手の垣根を超える取り組み～

① 地域の担い手の育成・参画

【施策の方向性】

多様な人材が地域福祉活動に参加することにより、支え手と受け手の垣根を超え、日常的な困り事を地域の中で解消できる仕組みづくりを進めます。

また、学校における福祉教育を推進するなど、地域の担い手のすそ野を広げる取り組みを行い多様な人材を育成します。

【施策の展開】

◎地域の支え合い活動に関する担い手の養成

- ・ 支え合い活動に関する講演会や研修会を開催することで、地域の担い手の育成を進めます。

◎ボランティアの養成及び活躍の推進

- ・ 市社会福祉協議会ボランティアセンターでは、ボランティアの養成や幅広い世代のボランティア活動への参加を促進するとともに、各地区社会福祉協議会が運営する地区ボランティアセンター相互の連絡を図り、地区ボランティアセンターが地区ごとのニーズに応じたボランティア活動を推進できるよう支援します。
- ・ 地区ボランティアセンターにおけるコーディネート機能を強化し、地域におけるボランティア活動の推進を図ります。

◎学校教育における福祉教育の充実

- ・ 学校教育においては総合的な学習の時間等の中で福祉教育を推進します。
- ・ 福祉施設等と連携を図りながら、福祉体験の場を身近にし、子どもの頃から福祉意識を育てる環境づくりを進めます。

② 福祉人材の育成・確保

【施策の方向性】

高齢・障害・子ども等福祉の各分野における専門職等に対する研修の充実など、福祉人材を育成、確保する取り組みを推進します。

【施策の展開】

◎福祉人材の育成

- ・ 福祉専門職に対する研修を充実し、質の向上を図ります。
- ・ 福祉の仕事の魅力を発信し、福祉専門職に対する理解を深め、イメージ向上を図ることで、福祉専門職の育成・確保に努めます。

◎福祉人材の確保

- ・ 福祉事業者の人材確保に向けた取り組みを支援します。
- ・ 経済連携協定（EPA）等で来日し介護の仕事に従事する外国人と、受入事業所への支援を行います。

◎雇用環境の改善に向けた取り組みの推進

- ・ 福祉専門職の雇用環境の改善を行い、働きやすい環境づくりを進めます。

③ 災害時ボランティアセンターの設置

【施策の方向性】

本市において、大規模な災害が発生したときは、市からの要請に基づき、市社会福祉協議会において災害時ボランティアセンターを開設します。

また、このような状況に備え、災害時ボランティアセンターの設置・運営に参画するコーディネーターの養成など、設置・運営に必要な取り組みを推進します。

【施策の展開】

◎災害時ボランティアセンターの受け入れ体制の整備

- ・ 各地域における防災訓練等の取り組みを通し、関係機関との連携を強化し、災害時ボランティアセンターの開設からボランティアの受け入れまでを円滑に行う体制づくりを進めます。

(3) 包括的な支援体制の整備

① 相談支援体制の強化

【施策の方向性】

複合的な課題を抱える人や家族のほか、制度のはざまにある人、問題を抱えながら自ら相談に行くことができない人などに対応するため、高齢者や障害者、子ども・子育て等に関わる既存の相談支援体制の充実や、各相談窓口の連携強化を図ります。

【施策の展開】

◎ 高齢者を対象とした地域包括ケアシステムの構築

- ・ 関係者、関係機関の一体的な連携や情報共有をさらに推進し、必要とする高齢者に継続的・安定的に適切なサービスを提供できるよう、地域の実情に応じて支援方法等を検討します。

◎ 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・ 精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む）にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた協議の場の設置を進めます。

◎ 地域生活支援拠点等の整備

- ・ 障害児者の地域での暮らしの支援を進めるため、相談、緊急時の受け入れ態勢の確保、専門人材の育成・確保、地域の体制づくりなどを行う地域生活支援拠点等の整備を進めます。

◎ 障害児支援の提供体制の整備

- ・ 地域支援体制の構築や保育、保健、医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援等を行い、障害児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供できるよう、障害児支援の提供体制の整備を進めます。

② 家族丸ごとの相談支援体制の検討

【施策の方向性】

複合的な課題を抱える人や家族の増加により、福祉分野だけでなく、医療や教育、権利擁護など分野を超えた包括的な支援が求められているため、家族の困り事を丸ごと受け止めることができる相談支援体制について検討を行います。

【施策の展開】

◎家族丸ごとの相談支援体制の構築

- ・ 制度のはざまや複合的な課題に対し、地域の多様な主体によるネットワークにおいても解決を図ることができない困難事例などを受け止めるための、家族丸ごとの相談支援体制の構築について検討を進めます。
- ・ 併せて、解決につながった事例を各地域で共有するための仕組みについても検討を行います。

③ 自立に向けた支援

【施策の方向性】

一般就労が困難な在宅障害者の就労を推進するため、個人の能力に応じた就労の場の確保や職場定着に必要な援助等を行います。

生活に困窮している人に対し、一人一人の状況に合わせて相談に応じるとともに、就労支援や子どもへの学習支援等を通して、自立に向けた支援を行います。

また、犯罪をした人等が社会に戻った後、再度罪を犯さないよう指導・支援する取り組みを進め、安心して住むことができる地域社会を維持します。

【施策の展開】

◎障害者に対する就労支援

- ・ よこすか就労援助センターと連携して職場定着支援等に取り組み、一般就労が困難な在宅障害者の就労を促進します。

◎子どもに対する学習支援

- ・ 生活困窮世帯の子どもを対象に、全日制高等学校へ進学するための学習支援を行い、貧困の連鎖の防止を図ります。
- ・ 日本語が不自由なために学校生活に支障を来している外国につながる児童・生徒を対象に、個別指導を行うなど、日本語能力の向上と学校生活への早期適応を図ります。

◎犯罪をした人等に対する社会復帰支援

- ・ 保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした人等に対し、再犯の防止等の推進に関する法律の趣旨に則り、国・県や、更生保護団体その他の関係団体と連携し、地域での生活を可能にするための必要な支援を検討します。

④ 権利擁護の推進

【施策の方向性】

全ての人が地域で安心して暮らせるよう、虐待防止や成年後見制度の取り組みを通して、権利擁護を推進します。

【施策の展開】

◎人権教育・啓発の推進

- ・ 「横須賀市人権施策推進指針」に基づき、市職員や教職員に対する人権の研修を進めるとともに、地域福祉に関わる全ての人の人権意識が高まるよう働き掛けを行います。

◎虐待防止の取り組み

- ・ 虐待の早期発見、被虐待児者への支援を行い、必要に応じて初期対応を行います。
- ・ 養育者や介護者からの相談を受けるとともに、養育・介護に対する正しい知識・理解の普及啓発に努めます。
併せて、施設従事者等を対象とした研修会を実施し、施設内虐待の防止と資質の向上を図ります。

◎成年後見制度の利用促進

- ・ 日常的な生活の見守りや支援を受けながら、安心して地域での生活を送ることができるよう成年後見制度の普及・啓発を進めます。
- ・ 成年後見制度の普及啓発や市民後見人の養成・支援を行うことで、さらなる成年後見制度の利用を促進します。
- ・ 地域における見守り活動の中で、権利擁護支援が必要な人を早期に発見し、必要な支援に結びつけるために、「地域連携ネットワーク」を構築します。
- ・ 本人を中心とする「チーム」を支援するため、専門職団体・関係機関が連携・協力する「協議会」を設置します。協議会の運営及び地域における連携・対応強化の推進役として「中核機関」を設置します。
- ・ 地域包括支援センターや障害者相談サポートセンターといった相談支援機関に対する支援等を行い、市民後見活動の負担軽減を図ります。

この項目は「成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）」第 23 条に基づく、市町村における「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画（市町村計画）」として位置付けるものです。

2 やさしさあふれる福祉のまちづくり

(1) 心のバリアフリーの推進

① 他人に対する思いやりの心の醸成

【施策の方向性】

学校や地域での福祉教育などを通して心のバリアフリーの普及・啓発を図ることで、思いやりの心の醸成を図ります。

【施策の展開】

◎福祉教育の推進

- ・ 学校や地域での福祉教育を通して、高齢者、障害者等の困難を我が事として捉え、心のバリアを取り除き、その社会参加に積極的に協力する思いやりの心の醸成を図ります。

② 多様性を受け止める意識の醸成

【施策の方向性】

地域福祉の促進には、地域社会において多様性を認め合う地域住民相互の連帯や心のつながりが不可欠であることから、そのための意識の醸成を図ります。

【施策の展開】

◎外国人に対する支援

- ・ 日常生活を送る上で直面するさまざまな困り事に関する相談に多言語で対応し、支援や情報提供を行います。
- ・ 外国人が日常生活に必要な基本的な日本語を学ぶ講座や、災害への備えなどを学ぶ防災啓発を行います。
- ・ 外国人と日本人が同じ地域に住む一員として相互理解を深めるため、文化・スポーツ等さまざまな交流を行います。

◎LGBTsなど性的マイノリティに対する支援

- ・ 当事者やその家族、支援者からの相談を受けられる体制づくりに努めます。
また、身近な相談者となる教員、市職員等が正しい知識を習得できるよう研修会を開催します。
- ・ 性的マイノリティの正しい知識の周知・啓発を図るため、広報に努めるとともに、講座等を開催します。

③ 誰もが情報を共有しやすい情報提供の推進

【施策の方向性】

情報発信の在り方を検討し、高齢者や障害者を含め誰もが、その人に合った手段・方法で情報を共有できる仕組みづくりを推進します。

【施策の展開】

◎手話通訳者・要約筆記者等の養成

- ・ 手話通訳者、要約筆記者、音訳者、点訳者の養成を行い、誰もが情報を共有できる体制づくりを行います。

◎やさしい日本語、分かりやすい表現の使用

- ・ 外国人にも分かりやすい、やさしい日本語、分かりやすい表現の使用に努めます。

第4章

計画の推進体制

第4章 計画の推進体制

1 評価指標の設定

本計画は、施策の方向性及び展開を記載し、個別事業については各個別計画で規定することとしていること、また、地域福祉を促進する施策の多くは、数値目標がなじまないことから、数値目標は設定しないこととしました。

一方で、目標が設定されていないと施策の効果が図れないことから、計画の策定や見直し時に実施する市民アンケートの回答の変化をもって定性的な評価を行うこととします。

《図表 18》

NO.	項 目	基準値（現状） 平成 30 年度 （2018 年度）
1	今後も「今住んでいるところに住み続けたい」、「市内のどこかに住み続けたい」と回答した人の割合	83.6%
2	問題解決に適切な窓口を「紹介された」と回答した人の割合	23.7%
3	近所付き合いに対する考え方のうち、「親しく相談したり助け合ったりするのは当然である」、「わずらわしいと思うこともあるが、必要である」と回答した人の割合	76.0%
4	今後地域活動に「ぜひ参加したいと思う」、「できれば参加したいと思う」と回答した人の割合	48.0%
5	福祉に「とても関心がある」、「ある程度関心がある」と回答した人の割合	68.3%
6	心のバリアフリーを「意識している」、「やや意識している」と回答した人の割合	46.4%
7	高齢者が暮らしやすいまちに「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と回答した人の割合	34.1%
8	障害のある人が暮らしやすいまちに「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と回答した人の割合	23.2%
9	子育てしやすいまちに「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と回答した人の割合	40.2%
10	困ったときに助け合えるまちであるという問いに「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と回答した人の割合	31.7%

2 推進体制

本計画を着実に推進していくためには、住民一人一人が地域福祉活動の担い手として福祉に対する意識や関心を高めることが重要です。

そのためには、互いに連携や協力し合える社会的な環境をつくり、それぞれが活動に参加・参画していくことが求められます。

第3章で取り上げた地域の多様な主体によるネットワークは、日常生活における困り事の解決の取り組みとする一方で、地域の関係者が日常的に顔の見える関係を構築することで、こうした気運の醸成を期待するものでもあります。

市は本計画が目指す「誰も一人にさせないまち」の実現に向けて、本来実施すべき施策はもちろん、部局の枠を越えて連携し、横串を通す取り組みを行うと共に、計画の着実な推進を図るため、関係機関や団体との協働、支援を行います。

また、計画の進捗状況について社会福祉審議会福祉専門分科会において、進行管理・評価を行い、結果を公表することとします。

資料編